

ひょうごため池だより



平成 29 年 6 月
第 2 号

- 淡路島ため池保全サポートセンター
- ため池管理者に知事感謝状贈呈
- 太陽光発電施設の設置に関する届出について
- ため池を活用した治水対策

発行 / 兵庫県 農政環境部 農村環境室



6月1日～6月30日は 豊かなむらを災害から守る月間

梅雨や台風の時期を前に
災害に備えましょう

兵庫県では、農山村地域の災害を未然に防ぐために、毎年6月を「豊かなむらを災害から守る月間」と定め、県と各市町・関係機関が協力し防災力の向上を図る運動を実施しています。

この運動では、地域住民や関係者と行政の協働により防災パトロール班を編成し、重点整備ため池、地すべり防止区域、農地海岸や近年の被災地区等を重点的に点検し、地域住民に対する防災指導を行っています。ため池管理者の皆様におかれましては、点検、管理対策には万全を期されていることと思いますが、いまだ、左記の事項について、再確認をお願いします。危険防止の強化をはかっていただきたいと思います。

- ① ため池の監視人は決められていますか。
- ② 非常時の通報、方法及び避難対策は十分ですか。
- ③ 非常時の応急資材（土のう、杭、縄など）の準備は十分ですか。
- ④ 気象情報などで、大雨が予想されるとき、ため池の減水等の対策、その他の対策は万全ですか。
- ⑤ 堤防の草刈りをして、水漏れ箇所は点検しましたか。
- ⑥ 堤防、洪水吐等の破損箇所はありませんか。
- ⑦ 流域が開発され流出の変化、土砂崩壊、伐採木の流出などの恐れはありませんか。
- ⑧ 洪水吐に土のう、板などをおいて無理な貯水をしていませんか。
- ⑨ 漏水しているため池は、常に漏水量を計り、増えていないか、濁っていないか、調べていますか。
- ⑩ 子供の水難事故防止対策は十分ですか。
- ⑪ ため池保険（賠償責任保険）に加入していますか。
- ⑫ ため池改修を計画していますか。

淡路島ため池保全サポートセンター

淡路島の水瓶「ため池」を守り、活かし、つなぐ！



洪水吐の補修法について説明を受ける

ため池管理者の適正な保全管理活動を支援

平成28年5月30日(月)、兵庫県と洲本市、淡路市、南あわじ市が共同で淡路島内のため池を対象とした、淡路島ため池保全サポートセンターを開設した。

開設に至るまでの背景

現在、淡路島には約2万3千カ所のため池がある。定期点検や耐震調査などにより、改修が必要なため池は350カ所にのぼることがわかった。

ため池管理者による水位低下や簡易な補修などの管理を進めていく必要初となるサポートセン

があるものの、その高齢化や農家数の減少が進み、ますます適正な管理が困難な状況になりつつある。

設置の結果

専門家のパトロール等により、異状が早期に見され、補修等の対応が速やかに行われ、決壊の未然防止に役立っている。また、廃止の意向や受益者減少により改修経費が負担できないなど、ため池管理に関する地域課題が顕在化した。

サポートセンターでの活動

ため池管理の相談窓口

専門スタッフがため池管理者からの相談を承ります。

現地パトロール

要改修・要保全ため池について、スタッフが適正に保全管理されているか現地を計画的に巡回し確認します。

助言・現場技術指導

管理が不十分と判断された管理者に対して、適正管理や補修に関する助言と現場指導を行います。

普及啓発等

ため池の保全や活用など様々な情報を発信し、適正管理に向けた普及啓発を行います。

感謝状贈呈者

地域	管理者名	ため池名
神戸	小東野水利組合	小東野池 (神戸市)
阪神	下相野農会	三田池 (三田市)
東播磨	阿弥陀西部水利組合	今池 (高砂市)
	入ヶ池郷土地改良区	長府池 (稲美町)
北播磨	黍田町自治会	都池 (小野市)
中播磨	神谷区自治会	(神谷)前池 (福崎町)
西播磨	天神上池管理者 山根 康弘	天神上池 (宍粟市)
但馬	畑ヶ中水利組合	赤淵池 (養父市)
丹波	北岡本自治会	奥池 (丹波市)
淡路	蓮の池田主	蓮の池 (南あわじ市)



感謝状を受け取る代表者

平成29年3月27日(月)、兵庫県土地改良会館において、ため池管理者に対する兵庫県知事感謝状の贈呈式が行われた。

10の団体・個人に贈呈

ため池管理者に知事感謝状贈呈

兵庫県では、昭和55年度より、ため池管理者に対し、農業用ため池の適正な管理及び多面的機能の発揮の促進に努め、地域住民の安全と農業農村の振興への貢献に対する感謝の意を表す兵庫県知事感謝状の贈呈を行っている。平成28年度は、10の団体・個人に贈呈された。

平成 29 年 7 月 1 日より太陽光発電施設の設置には届出が必要となります

※建築物の屋上に設置されるものを除く

平成 29 年 3 月 23 日に公布した「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」により、事業区域の面積が 5,000m² 以上の太陽光発電施設の設置工事については、事前に近隣関係者へ工事内容等を説明の上、工事着手の 60 日前までに事業計画の届出が必要となります（7 月 1 日以降に工事着手する施設が対象）。詳細は下記 HP を参照願います。

【上記条例についての相談・問合せ窓口】

兵庫県 県土整備部 住宅建築局 建築指導課 開発指導班

TEL：078-362-3646

HP：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks29/taiyoukoujourei.html>

ため池水面に太陽光パネルを設置する場合

ため池水面に太陽光パネルを設置する場合も上記の届出の対象となります。また、ため池水面にパネルを設置する場合は、事業区域の面積に関わらず、ため池の適正管理やため池のもつ多面的な機能の発揮に支障がないかを事前に確認しておく必要がありますので、同封のチェックリスト（案）を有効に活用願います。ご不明な点がございましたら市役所・町役場もしくは県の土地改良事務所（センター）にご相談下さい。

チェックリスト（案）

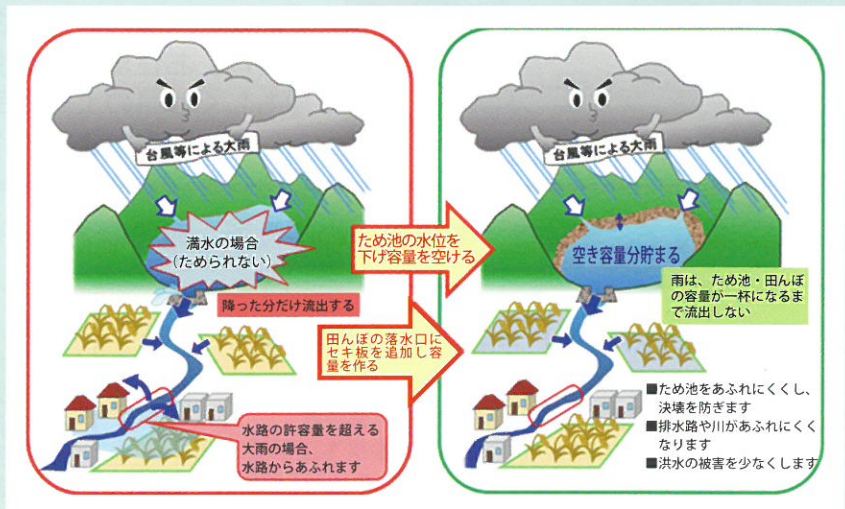
項目	内容	確認
1	発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の50%以上を占めるかどうか	○
2	発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の50%未満の場合、発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の10%以上を占めるかどうか	○
3	発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の10%未満の場合、発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の5%以上を占めるかどうか	○
4	発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の5%未満の場合、発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の2%以上を占めるかどうか	○
5	発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の2%未満の場合、発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の1%以上を占めるかどうか	○
6	発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の1%未満の場合、発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の0.5%以上を占めるかどうか	○
7	発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の0.5%未満の場合、発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の0.2%以上を占めるかどうか	○
8	発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の0.2%未満の場合、発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の0.1%以上を占めるかどうか	○
9	発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の0.1%未満の場合、発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の0.05%以上を占めるかどうか	○
10	発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の0.05%未満の場合、発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の0.02%以上を占めるかどうか	○
11	発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の0.02%未満の場合、発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の0.01%以上を占めるかどうか	○
12	発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の0.01%未満の場合、発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の0.005%以上を占めるかどうか	○
13	発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の0.005%未満の場合、発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の0.002%以上を占めるかどうか	○
14	発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の0.002%未満の場合、発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の0.001%以上を占めるかどうか	○
15	発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の0.001%未満の場合、発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の0.0005%以上を占めるかどうか	○
16	発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の0.0005%未満の場合、発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の0.0002%以上を占めるかどうか	○
17	発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の0.0002%未満の場合、発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の0.0001%以上を占めるかどうか	○
18	発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の0.0001%未満の場合、発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の0.00005%以上を占めるかどうか	○
19	発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の0.00005%未満の場合、発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の0.00002%以上を占めるかどうか	○
20	発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の0.00002%未満の場合、発電施設設置区域の面積が事業区域の面積の0.00001%以上を占めるかどうか	○

取り組んでみましょう！ため池を活用した治水対策

営農に支障のない範囲でため池の水位をあらかじめ下げておくと大雨の際に雨水を貯留することができ、下流域の浸水被害を軽減させることが可能です（下イメージ図参照）。下げる水位や時期等のルールを話し合い、是非取り組んでみましょう。

治水対策の例

淡路島では平成 28 年 9 月に発生した台風 16 号での大雨の際、約 2,000 箇所のため池で合計約 1,800 万 m³ の雨水を貯留する等取組みが進んでおり、農地・農業用施設災害の発生が年々減少する等の効果が出ています。



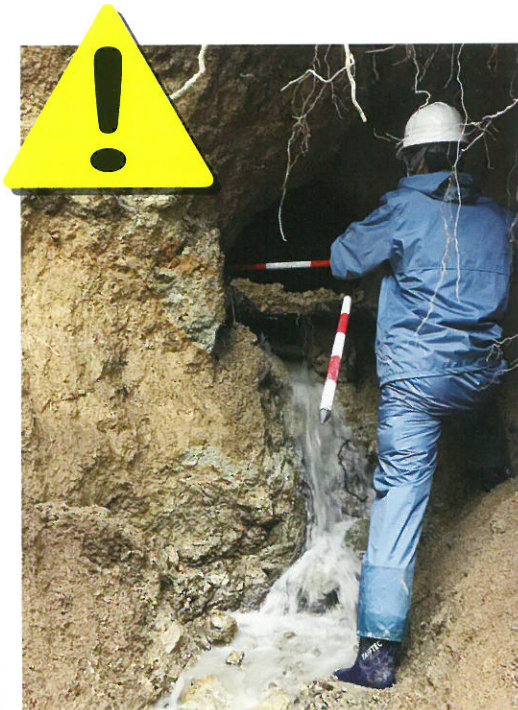
創刊号でのアンケートのご提出ありがとうございました。
アンケートの結果は、次号でご報告させていただきます。
今回も、アンケートを同封していますので、6月30日までに
返信用封筒により、ご返信をお願いします。

ため池管理者届（変更届）の提出が必要です

受益が0.5ha以上のため池（特定ため池）を管理している場合は、「管理者の氏名」、「受益面積」等の届出が必要です。

また、届出内容が変更になった場合、変更届の提出も必要です。役員改選等で管理者が変更となった場合など、管理者変更届の提出をお忘れなく。

なお、管理者届、管理者変更届の用紙は、前回の『ひょうごため池だより（平成29年3月創刊号）』とともに、送付しています。



ため池決壊、浸水被害

平成29年4月28日午後11時前、三田市藍本のため池の堤体に穴が開き、水や土砂が流れ、近くの工場及び民家1戸に浸水等の被害が出ました。このため池は、長い間農業利用されていなかったため、施設の老朽化状況等も十分把握されておりませんでした。

ため池管理者の皆様におかれましては、利用、未利用を問わず、引き続き安全管理に努めていただくとともに、農業上必要がなくなったため池については、廃止するための補助制度もありますので、ため池廃止を検討されている場合は、お住まいの市役所・町役場もしくは県の土地改良事務所・センターにご相談下さい。



平成29年4月30日（日）朝刊
神戸新聞 三田版

★ため池に関するご相談は、お住まいの市役所・町役場もしくは県の土地改良事務所・センターへ

ひょうごため池だより 平成29年6月 第2号

【問い合わせ】 兵庫県 農政環境部 農村環境室
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL: 078-362-3434 FAX: 078-362-9455

編集後記

今年も梅雨入りする時期になりました。これからも適正なため池の管理をお願いします。年3回、皆様に興味を持って読んで頂けるような記事を編集したいと思っています。(O)

「ひょうごため池だより」に対するご感想などをいただければ嬉しいです。(稚)